

経営安定関連保証5号（イ）について

経営安定関連保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。

経営安定関連保証5号では、特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠※1で借入債務の80%を保証します。 （※1 最大 2.8 億円、4号と同枠）

経済産業大臣が指定する、業況の悪化している業種※2に属し、経営の安定に支障が生じている中小事業者の方は、経営安定関連保証5号（イ）が申請可能です。（※2 業種は細分類で判断）

◎留意事項

- 申請書及び売上高等記入書類に記入された数値等については、原則として裏付けとなる書類を提出していただく必要があります。
- 金融機関等の方が申請業務を代行する際は、委任状が必要となります。
- 申請書等に記載された金額等に誤りがある場合、訂正印として会社の代表者印（丸印）を押印していただくこととなりますので、可能であれば代表者印を持参してください。
- 認定書は、申請日からおおむね2日後（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）の午後1時以降に商工観光課の窓口でお渡しします。

◎申請に必要な書類（*：指定用紙）

* (1) 経営安定関連保証5号 申請書（2通）※
* (2) 経営安定関連保証5号 売上高等記入書類（1通）※
(3) 【法人のみ】履歴事項証明書（法務局・3か月以内のもの）の写し（1通）
(4) 【個人のみ】直近の所得税の確定申告書の写し（1通）
(5) 指定業種を営んでいることを証明する書類の写し（1通）（許認可証、カタログ等） ただし、履歴事項証明書、確定申告書、決算報告書等で業種を明らかにすることができる場合には不要。
(6) 直近の決算書のうち、決算報告書の写し（1通）
(7) (2)の書類で記入した期間の売上高等が確認できる書類（売上台帳・試算表等）の写し（1通） ※売上高を比較する前年同月がすでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合、 原則として同感染症の影響を受ける直前同期と比較してください。

※申請書類(1)及び(2)については、該当する対象者要件によって使用する様式が異なります。使用する様式については、裏面にてご確認ください。

◎ 指定業種の確認について

申請する前に業種を必ずご確認ください。指定業種を営んでいることが申請の条件になります。

【中小企業庁ホームページ】

指定業種一覧 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

産業分類 http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

◎対象者要件と使用する提出書類の様式について

通常の申請書に加え、認定基準緩和により、「今後の見込みを含む最近3ヵ月間の売上高等の比較」で申請が可能です。また、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等については、「過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等」で申請が可能です。

5号（イ）の対象者要件	使用する提出書類の様式	
	通常の申請書	認定基準緩和の申請書
① <u>1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する場合は</u> 、企業全体の最近3ヶ月（6ヶ月以内の月数に限る）の売上高等が前年同期の売上高等に比べて 5% 以上減少していること。	●様式第5－（イ）－①	●様式第5－（イ）－④ 創業者等運用緩和の様式 ●様式第5－（イ）－⑦ （最近1ヶ月と最近3ヶ月比較） ●様式第5－（イ）－⑧ （令和元年12月比較） ●様式第5－（イ）－⑨ （令和元年10-12月比較）
② <u>兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する場合は</u> 、主たる業種及び企業全体の最近3ヶ月（6ヶ月以内の月数に限る）の売上高等が、前年同期の売上高等に比べて 5% 以上減少していること。 ※兼業者で、主たる業種が保証対象外業種の場合も、この要件で申し込みます。認定様式中の「主たる業種」を「指定業種である従たる業種」と読み替えて申請可能です。	●様式第5－（イ）－②	●様式第5－（イ）－⑤ 創業者等運用緩和の様式 ●様式第5－（イ）－⑩ （最近1ヶ月と最近3ヶ月比較） ●様式第5－（イ）－⑪ （令和元年12月比較） ●様式第5－（イ）－⑫ （令和元年10-12月比較）
③ <u>兼業者であって、1以上の指定業種（主たる業種でなくても可）に属する場合は</u> 、その指定業種の最近3ヶ月の売上高等の減少額が前年同期の企業全体の売上高等の 5% 以上であり、なおかつ、企業全体の最近3ヶ月の売上高等が前年同期の売上高等に比べて 5% 以上減少していること。	●様式第5－（イ）－③	●様式第5－（イ）－⑥ 創業者等運用緩和の様式 ●様式第5－（イ）－⑬ （最近1ヶ月と最近3ヶ月比較） ●様式第5－（イ）－⑭ （令和元年12月比較） ●様式第5－（イ）－⑮ （令和元年10-12月比較）

※ 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業者のことです。

※ 主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業です。

※ 以下の条件の場合は、運用緩和の様式で申請可能です。

・業歴3か月以上1年1か月未満で、前年の売上高と比較できない場合 ⇒ ⑦、⑩、⑬のみ

・前年等以降店舗や業容を拡大したため、前年等の売上高と比較できない場合 ⇒ ⑦～⑮

経営安定関連保証5号については、（イ）のほか、下記に該当する（ロ）の申請もあります。

（ロ）に該当する場合は市役所までお問い合わせください。

経済産業大臣が指定する、業況の悪化している業種（細分類で判断）に属する事業を行う中小事業者で、原油等の価格が著しく上昇しているにも関わらず、製品等の価格の引き上げが困難で経営の安定に支障が生じている場合（「原油等の最近1ヶ月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇」し、「売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上」で、「最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている」等。）

◎申請・問合せ先

八潮市役所 商工観光課 商工・企業立地係 TEL 996-2111 内線479・384